

# 保育系弁護士がゆく

## 少子化時代をサバイブする園の護身術

第21号

### 保育園における音楽の利用について

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をお届けします。

レーヴ法律事務所弁護士。  
大阪電気通信大学工学部電子工学科卒業、半導体製造会社にエンジニアとして勤務した後、金沢大学大学院法学研究科法務専攻修了。2012年弁護士登録。  
2021年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に取り扱うレーヴ法律事務所に参加。



弁護士  
今西 淳浩

Q

uestion

私たちの保育園では、業者に依頼し、運動会や卒園式などの行事を撮影し、その動画をホームページに掲載しているほか、希望する保護者に配布しています。園の行事ではCD音源をBGMとして使用しているため、動画では楽曲が流れる場面がありますが、楽曲が流れる場面をホームページに掲載したり、保護者に配布したりすることに問題はないのでしょうか。



I

ntroduction

#### \*はじめに

園行事を撮影した動画や写真をホームページに掲載すること等については、メルマガ第3号にて個人情報保護の観点で注意すべき点を、また、メルマガ第15号では「わいせつ目的」で利用される場合に備えた注意点についてお話をしました。今回は、CD音源の権利者の承諾なく楽曲が流れる場面をホームページに掲載したり、保護者に配布したりすることができるか、というお話しです。

A

answer

#### 1. 運動会などの園行事でCD音源を使用する場合

そもそも、CD音源の権利者の承諾なく、日常保育や卒園式などの園行事でCD音源をBGMとして使用することができるのでしょうか。

これについて著作権法は、①既に公表された著作物を、②営利を目的とせず、③聴衆又は観客から鑑賞のための料金を受け取らず、また、④演奏したり、演じたりする者に報酬が支払われない場合には、著作物を上演、演奏、口述（朗読など）ができるとしています（著作権法38条）。

上記①～④の条件をすべて満たすのであれば、園の行事でCD音源をBGMとして使用することに問題はありません。



# A nswer

## 2. CD音源をBGMとして使用した行事の様子を保護者向けに配信する場合

最近では、日常保育の様子や、園の行事の様子をリアルタイムで保護者に配信するというサービスを提供している園もあります。このような配信において、CD音源をBGMとして使用することができるでしょうか。

これについては、文部科学省のホームページ（以下にリンク先を記載）に説明があるとおり、教育機関での著作物の例外的な取り扱いについて定めた著作権法35条により、園（幼稚園、こども園、保育園）は、補償金を支払うことで、著作権者の許諾なくCD音源をBGMとして使用できますが、使用にあたっては著作権者の利益を不当に害することとならないよう必要と認められる限度で使用することが求められます。具体的には、CD音源をBGMとして使用した行事の様子を配信は、職員、園児、保護者といった必要な範囲に限定し、受信者がダウンロードし拡散する懸念が生じないよう、リアルタイムでのストリーミング配信などの手法により行うことが求められます。

文部科学省のQ & Aサイトに以下内容が記載されておりますのでご参照下さい。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00040.html#q6](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html#q6)

（問6 運動会の様子をオンラインで配信する際にBGMとなる音楽の著作権の取扱いについて）



## 3. CD音源をBGMとして使用した場面を含む映像をホームページに掲載する場合

「授業のための利用」とは言いえないため、教育機関での著作物の例外的な取り扱いについて定めた著作権法35条の適用はありません。掲載にあたっては、レコード会社や演奏者の承諾が必要です。

## 4. CD音源をBGMとして使用した場面を含む映像を保護者へ配布する場合

「授業のための利用」とは言いえないため、教育機関での著作物の例外的な取り扱いについて定めた著作権法35条の適用はありません。レコード会社や演奏者の承諾が必要です。

上記（3）および（4）の場合の許諾の手続きについては、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）ホームページでご確認ください。



この号について園でも話し合ってみよう

